

## はじめに

地球温暖化に伴う気候変動による自然災害の発生など、いま地球上で起こっている様々な環境問題は、私たちの社会が生活の利便性を追い求めて自然破壊を繰り返してきた結果、引き起こされたものであると指摘されています。このような状況のもと、環境問題を解決することは私たちの責務であり、環境保全に主体的にかかわることができる能力や態度を育成するための環境教育の重要性は、ますます高まっています。

こうした中、平成18(2006)年12月22日に公布・施行された改正後の教育基本法においては、教育の目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」(第二条第四号)とする規定が盛り込まれました。さらに、「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成19年6月27日公布)により改正された学校教育法においても、義務教育の目標の一つとして「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。」(第二十一条第二号)が位置付けられました。命あるものとのふれ合いを通して、生きものやその生活環境を保全する能力・態度の育成が求められているのです。

「生物多様性国家戦略 2010」(2010.3)が策定されたことによっても、その重要性が理解できます。それは、私たちの命と暮らしを支える生物多様性をこれ以上失わないように、国家的な戦略を立て行動計画を示したものです。私たち人類は、たくさんの生きものたちに支えられている一方で、過去の平均的な絶滅スピードをこの数百年でおよそ1000倍に加速させているともいわれています。科学技術が格段に進歩した現在でも、いのちを創り出すことはできません。私たちの将来の世代が豊かに暮らすためにも、生物多様性を守り、その利用にあたっては、生物多様性に大きな影響を与えることのないよう、持続可能な方法で行う責任があります。社会に生物多様性の重要性を浸透させるとともに、これまで以上に、環境保全のための取り組みを日常生活の中でも意識的に行う必要があります。家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に生かすことができるよう配慮することが大切です。

その課題解決のため、各校園においては、総合的な学習の時間をはじめ、各教科や道徳、特別活動など、教育活動全般を通じて環境教育を推進していただいているところです。このような各校園での環境教育の充実を支援するため、昨年度に引き続き、壁面緑化に関する内容や環境教育研究実践校園の実践例の紹介などを大阪市教育センターのホームページ上に掲載しています。

子どもたちに環境の保全に寄与する態度を育成するために、この環境教育指導資料を活用することをお願いいたします。

平成 23 (2011) 年 3 月 31 日